

防府市中心市街地活性化庁内推進委員会設置要綱

平成30年10月29日制定

(設置)

第1条 防府市の中心市街地活性化の推進に関する施策について、必要な事項の検討を行うため、防府市中心市街地活性化庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 将来都市構造に関する事項
- (2) 中心市街地活性化の推進に関する事項
- (3) 新庁舎の建設及び関連する公共施設の立地等に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長は委員長をもって充てる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会等)

第5条 委員会は、所掌事務を遂行するため、必要に応じ、作業部会等を設けることができる。

- 2 前項の作業部会等は、委員会の指示に基づいて、委員会が必要とする業務

を処理する。

3 作業部会等の組織及び業務は、委員会が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、将来都市構造及び中心市街地活性化の推進に関する事項については産業振興部商工振興課、庁舎建設に関する事項については総合政策部庁舎建設室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条第4項関係）

教育長	上下水道事業管理者
総務部長	総合政策部長
地域交流部長	生活環境部長
健康福祉部長	産業振興部長
土木都市建設部長	教育部長
議会事務局長	消防長